

件名

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇七十七 略」 七十七の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する銀行持株会社の信用リスクの変動に係るものを除く。 「七十七の三〇百十四 略」 第二条の二 「略」 「2・3 略」 4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。 一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額並びにCVAリスク相当額を除く。次号において同じ。）の合計額とデフォール	(定義) 第一条 「同上」 「一〇七十七 同上」 七十七の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引及びレポ形式の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する銀行持株会社の信用リスクの変動に係るものを除く。 「七十七の三〇百十四 同上」 第二条の二 「同上」 「2・3 同上」 4 「同上」 一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た

ト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を除き、簡易的方式採用行にあつては、第二百七十一条第一項各号に掲げるリスク・カテゴリーに対するマーケット・リスク相当額のうち個別リスクの額に係るもの。次号において同じ。）の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率 二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率 5 「略」	3 「略」 2 特定取引等商品及び前条第三項の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。 3 「略」	（バンキング勘定への分類基準） 第二十三条の四 「略」
--	--	---

比率 二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率 5 「同上」	3 「同上」 2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。 3 「同上」	（バンキング勘定への分類基準） 第二十三条の四 「同上」
--	---	--

2 特定取引等商品及び前条第三項の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができ。

3 「略」

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第五十四条の五 「略」

2 「略」

3 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用行を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 「略」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができ。

3 「同上」

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第五十四条の五 「同上」

2 「同上」

3 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用行を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 「同上」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手

法採用行とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。
この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 「略」

7 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用行を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派

法採用行とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。
この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 「同上」

7 前項の場合において、標準的手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用行を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派

生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

〔8～10 略〕

(S A — C C R)

第五十七条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 前項のボラティリティ調整率 (H) は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

H_{10} は、第五節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

N_R は、ネットインング・セットに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_M は、第七十八条第二項第一号に定める最低保有期間

二 〔望〕

生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

〔8～10 同上〕

(S A — C C R)

第五十七条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

N_S は、ネットインング・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

H_{10} は、第四章第五節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

N_R は、値洗いの間隔（営業日数）又は N_S に含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_M は、第七十八条第二項第一号に定める最低保有期間

二 〔匣上〕

〔4～16 監〕

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、
RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max\{\{\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0\} \\ + \max\{\{\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0\}$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - Hf_{x_{MA,collect}}) \\ - C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + Hf_{x_{MA,post}})$$

NSは、ネットディング・セット（以下この項及び次項において同じ。）

MAは、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

VNSは、NSに含まれる取引の時価の合計額

CMAは、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

CMA,collectは、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

HcMA,collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイル率調整率

HfxMA,collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

CMA,postは、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

HcMA,postは、MAの下において、担保を差し入れる場合に

〔4～16 監〕

17 〔監〕

$$RC = \max\{\{\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0\} \\ + \max\{\{\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0\}$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - Hf_{x_{MA,collect}}) \\ - C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + Hf_{x_{MA,post}})$$

MAは、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

VNSは、NSに含まれる取引の時価の合計額

CMAは、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

CMA,collectは、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

HcMA,collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイル率調整率

HfxMA,collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

CMA,postは、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

HcMA,postは、MAの下において、担保を差し入れる場合に

において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

$Hf_{xMA,post}$ は、 MA の下において、担保を差し入れる場合に
おいてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

18
[略]

(承認の基準)

第五十七条の三の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の三第一項の承認をしようとするときは、期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が次に掲げる基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

「一〇四 略」

五 モデル検証の実施に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

「イヌ 略」

ル 金利、外国為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットイング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって期待エクスポージャーが計測されていること。

「ヲ・ワ 略」

「六〇十七 略」

(保証に関する条件)

第九十七条 標準的手法採用行が保証を信用リスク削減手法と

において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

$Hf_{xMA,post}$ は、 MA の下において、担保を差し入れる場合に
おいてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

18
[同上]

(承認の基準)

第五十七条の三の三 [同上]

「一〇四 同上」

五 [同上]

「イヌ 同上」

ル 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットイング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって期待エクスポージャーが計測されていること。

「ヲ・ワ 同上」

「六〇十七 同上」

(保証に関する条件)

第九十七条 標準的手法採用行が保証を信用リスク削減手法と

して用いる場合には、当該保証は、前条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

「一・二 略」

2 「略」

（クレジット・デリバティブに関する条件）

第九十八条 標準的手法採用行がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合には、当該クレジット・デリバティブは、第九十六条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

「一〇七 略」

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD）

第三百三十五条 「略」

2 「略」

3 先進的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのうち、リボルビング型エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自行推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法採用行において百パーセントの掛目が適用される場合にあっては掛目として百パーセントを乗じた額とし、リボルビング型エクスポージャーに該当しない場合にあっては第五項に規定する方法により算出した額とする。

「4〃9 略」

（内部格付手法採用行における信用リスク・アセットのみなし計算）

して用いる場合、当該保証は、前条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

「一・二 同上」

2 「同上」

（クレジット・デリバティブに関する条件）

第九十八条 標準的手法採用行がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第九十六条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

「一〇七 同上」

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD）

第三百三十五条 「同上」

2 「同上」

3 先進的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのうち、リボルビング型エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自行推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法採用行において百パーセントの掛目が適用される場合にあっては掛目として百パーセントを乗じた額を、リボルビング型エクスポージャーに該当しない場合にあっては第五項に規定する方法により算出した額とする。

「4〃9 同上」

（内部格付手法採用行における信用リスク・アセットのみなし計算）

第四百四十五条 「略」

「2ゝ5 略」

6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

「一・二 略」

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
一 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

「略」

8 前項の場合において、内部格付手法採用行が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総

第四百四十五条 「同上」

「2ゝ5 同上」

6 「同上」

「一・二 同上」

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
一 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

「同上」

「同上」

額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

「一・二 略」

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
ー 当該内部格付手法採用行を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。～の合計額をいう）」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

「9 11 略」

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第百五十六条の四の二 「略」

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融

「一・二 同上」

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
ー 当該内部格付手法採用行を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用行とみなして、第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。～の合計額をいう）」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

「9 11 同上」

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第百五十六条の四の二 「同上」

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融

機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額（第十四条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあつては、同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。）を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EAD をいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 「略」

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第二百二十条 「略」

2 「略」

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

「一〇四 略」

五 エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われるものとする。

「4・5 略」

（C V A リスク相当額の算出）

第二百四十八条の二 「略」

2 前項の「C V A カバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は銀行持株会社の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EAD をいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 「同上」

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第二百二十条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇四 同上」

五 エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行うものとする。

「4・5 同上」

（C V A リスク相当額の算出）

第二百四十八条の二 「同上」

2 前項の「C V A カバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は銀行持株会社の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

「一〇三 略」

(マージン・アグリーメント)

第二百四十八条の四の三十五 「略」

2 マージン・アグリーメントを締結した取引相手方に係る将来エクスポージャーの算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一・二 略」

三 エクスポージャーの計測をする時点の直前の一定期間内に取引相手方との間で担保の授受をしないことを前提とすること。この場合において、当該一定期間の日数は、次のイ又はロに掲げるリスクのマージン期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める最低期間を下回らないものとする。

イ レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引並びに間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るリスクのマージン期間 四十N営業日
(Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。)

ロ 「略」

(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十八条の六 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

「一・二 略」

三 銀行持株会社が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二

「一〇三 同上」

(マージン・アグリーメント)

第二百四十八条の四の三十五 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ レポ形式の取引及び間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るリスクのマージン期間 四十N営業日 (Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。)

ロ 「同上」

(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十八条の六 「同上」

「一・二 同上」

三 銀行持株会社が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二

百四十八条の二第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスపోージャー」という。）

（リスク・ファクターの特定）

第二百五十二条 内部モデル方式のリスク・ファクターは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレディング・デスクのリスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。

〔二〇十 略〕

（ファンドへの出資の取扱い）

第二百六十二条の二 「略」

2 「略」

3 ファンドへのエクイティ出資が第十一条の三第三項第二号又は第二十三条の三第三項第二号に掲げる出資に該当しない場合には、当該ファンドへの出資に対する所要自己資本の計算は、次の各号に掲げるポジションの区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 「略」

二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに百パーセントを乗じて得た額を自己資本の額から控除する方法

（カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相関）

百四十八条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスపోージャー」という。）

（リスク・ファクターの特定）

第二百五十二条 「同上」

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレディング・デスクの内部リスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。

〔二〇十 同上〕

（ファンドへの出資の取扱い）

第二百六十二条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに百パーセントを乗じて得た額を所要自己資本の額から控除する方法

（カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相関）

第二百六十五条の二 「略」

「2・3 略」

4 第二百六十条の第三項及び前項の規定にかかわらず、各リスク・クラスのカバーチャー・リスクにおいて、同一バケット内のリスク加重後の感応度の合算は、第一項の規定により分類したバケットが第二百六十三条の三第一項第一号の表中バケット番号16、第二百六十三条の四第一項第一号の表中バケット番号16、第二百六十三条の五第一項第一号の表中バケット番号25又は第二百六十四条第一項第一号の表中バケット番号11に該当する場合には、次の算式によるものとする。

$$K_{b(other\ bucket)} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k \max(CVR_k^-, 0) \right)$$

5 「略」

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額の算出)

第二百六十九条の二 「略」

2 「略」

3 証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額の合計額は、次の算式を用いて算出
するものとする。

$$DRC_{CTP} = \max \left[\sum_b (\max[DRC_b, 0] + 0.5 \times \min[DRC_b, 0]), 0 \right]$$
$$DRC_b$$
$$= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot net/TD_i \right) - HBR_{CTP} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot |net/TD_i| \right)$$

第二百六十五条の二 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

$$K_{b(other\ bucket)} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k (CVR_k^-, 0) \right)$$

5 「同上」

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額の算出)

第二百六十九条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

$$DRC_{CTP} = \left[\sum_b (\max[DRC_b, 0] + 0.5 \times \min[DRC_b, 0]), 0 \right]$$
$$DRC_b$$
$$= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot net/TD_i \right) - HBR_{CTP,b} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot |net/TD_i| \right)$$

$HBR_{CTP} = \frac{\sum_{i \in Long} netITD_i}{\sum_{i \in Long} netITD_i + \sum_{i \in Short} netITD_i }$ DRC_{CTP}は、証券化商品（CTP）のデフォルト・リスクに対する 一篮子・リスク相当額 DRC_bは、一篮子bにおけるデフォルト・リスクに対する 一篮子・リスク相当額 iは、一篮子bに属する商品 RW_iは、商品<i>i</i>に適用するリスク・ウエイト HBR_{CTP}は、コリレーション・トレイディング・ポートフォリ オに含まれる全てのポジションを用いて算出した証券化商 品（CTP）のヘッジ効果の係数	$HBR_{CTP,b} = \frac{\sum_{i \in Long} netITD_i}{\sum_{i \in Long} netITD_i + \sum_{i \in Long} netITD_i }$ DRC_{CTP}は、証券化商品（CTP）のデフォルト・リスクに対す る一篮子・リスク相当額 DRC_bは、一篮子bにおけるデフォルト・リスクに対する 一篮子・リスク相当額 iは、一篮子bに属する商品 RW_iは、商品<i>i</i>に適用するリスク・ウエイト $HBR_{CTP,b}$は、証券化商品（CTP）の一篮子bにおけるヘッジ 効果の係数
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（適用時期）

- 1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第四項各号及び第五十七条の二第三項第一号の規定の適用については、この告示の適用の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。